

DX化推進事業補助金

～デジタル技術を活用した経営課題解決を支援！～

西東京市では、市内中小企業がデジタル化による生産や業務プロセスの改善を実施する場合、市内中小企業が負担した補助対象事業にかかる経費の一部を補助します。

補助金額(上限)

法人20万円 / 個人10万円

補助率
2/3

(※予算上限に達し次第終了)

対象事業者

- 1 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項各号のいずれかに該当する方
- 2 市内に事業所を有する法人又は個人の方
- 3 市税等を完納していること
- 4 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律により規制される業種でないこと



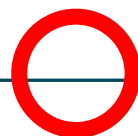
補助対象事業

デジタル化により生産や業務プロセスの改善を行う等の生産性向上に資する事業

- 1 機械装置費 (機器、装置購入費)
- 2 システム構築費 (システム構築費、設備導入費)

補助対象となる経費

POSレジ
キャッシュレス決済対応券売機
予約受付システム
販売管理システム など



補助対象とならない経費

汎用性が高い機器(PC,タブレット等)
キャッシュレス非対応の券売機
国や都の補助金を受けているもの
ランニングコスト
リース費用 など



募集期間

令和8年6月1日(月)～令和9年1月31日(日)

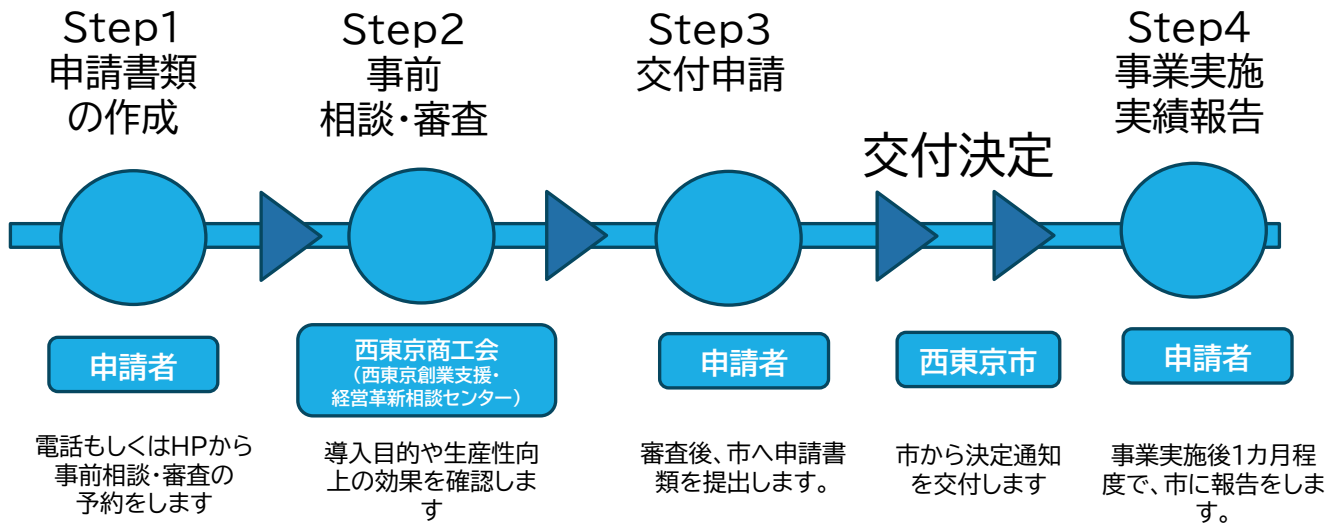
※事前相談・審査:令和8年5月15日(金)～



詳細・申請はHPへ

お問合せ 西東京市生活文化スポーツ部産業振興課
(TEL:042-420-2819)

※必ず「交付決定後」に購入・運用を開始してください



▼事前相談の予約はこちら▼

西東京商工会(西東京創業支援・経営革新相談センター)

TEL:042-461-6611

HPのお問い合わせフォームからも予約可



よくあるご質問



Q 質問	A 回答
Q1. 既に導入した機械やシステムも補助の対象になりますか？	A1. 交付決定後に発生した経費が対象となります。導入した設備(システム等)の改修について、生産性向上に資するものにこれから着手する場合は対象になることがありますので、ご相談ください。
Q2. 申請時の補助対象経費の金額と、実際に購入した時の金額(システムのグレード変更・追加・値上がり等による)が異なっても大丈夫ですか？	A2. 交付決定後に金額等の変更が生じた場合は、事前にご相談ください。必要に応じて、変更等申請書をご提出いただけます。
Q3. 交付決定後に申請した内容と異なる機械やシステム等を導入した場合は、補助金の交付は受けられますか？	A3. 受けられません。申請時と事業内容が変更となる場合は必ず事前にご相談ください。
Q4. 市内に複数店舗を所有している場合、店舗数分の申請が出来ますか？	A4. 複数店舗を所有している場合も、R8年度の申請は1事業者につき1回までとなります。
Q5. 一般社団法人やNPO法人も対象になりますか？	A5. 対象になります。(中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項各号に規定されている中小企業及び個人事業主と、常時使用する従業員数が同規模の法人に限る)
Q6. 補助金は課税所得の対象になりますか？	A6. 課税所得の対象になります。
Q7. 飲食の注文のみを行えるタブレットの購入は対象になりますか？	A7. 用途が限定されないPCやタブレットは対象外ですが、他の用途に使用できない等、汎用性が低いと認められる場合は対象となります。
Q8. 機械、システム等の導入が次年度になる場合でも申請できますか？	A8. 申請できません。 ※令和9年2月28日までに事業及び支払いを完了する必要があります。